

Weekly Report

国際ロータリー第2750地区 東京多摩グリーンロータリークラブ

1993~1994年度クラブ目標 “出会いを大切にしよう……例会で、みんなが、待っている”

第165回 例会報告 (3/16)

司会者 SAA 萩生田 茂夫

◇点鐘 会長 横倉 舜三

◇ロータリーソング「手に手つないで」
ソングリーダー 吉沢 洋景

◇お客様紹介 会長 横倉 舜三
なし

◆ 会務報告 会長 横倉 舜三

1) 次年度第2750地区組織の編成に当りガバナーノミニーからの要請でロータリー財団GSF委員会の委員に赤尾恭雄会員の推薦依頼がありましたので推薦することにいたします。

2) 奥田会員が多摩きものセンターを新規開店いたしました、心からお祝い申し上げます。

3) 去る3月12日多摩中央警察署管内の交通少年団鼓笛隊が発足いたしました。

当クラブには交通安全協会の会長をお務めの中山恒武会員がおりますので楽器などの整備にご協力いただきたいとのことで後程中山会員から説明をいただきます。

4) 稲城ロータリークラブの幹事であった新井好治様が亡くなりましたので昨日葬儀に参列いたしました。クラブとして花輪を贈りました。

◆ 幹事報告 幹事 北村 幸彦

私共のチャーターナイトで大変お世話になったサンリオ・ビューロランドの佐々木さんがこの度結婚のため退職されることになり事務局に挨拶に來られました。

その際サンリオ・ビューロランドの特別入場券を全員の皆様にいただきましたので配布させていただきます。

尚、サンリオでは結婚式も取り行っておりますので御利用いただきたいとのことです。

委員会報告

◆ 出席委員会 委員 猪股 末男

	総数	出席	MU	欠席	出席率
本日報告	53	42	2	8	84.62%
前回訂正	53	39	8	5	90.38%

メイクアップ

藤本 吉文 (3/14 調布)

海野 栄一 (3/14 西北)

欠席届出者

足立 潤三郎、松原 健、戸田 昭寿、津守 弘範
若林 滋和、小林 和夫

欠席者 城倉 正博

◆親睦委員会 委員長 吉尾 警太郎

☆お花見例会での恒例の「フセイン鍋」用のお酒の寄付が早々と永田会員より届きました。ありがとうございました。上等なお酒なので味見をしてから、考えたいと思います。又、奥様御招待状を送付してあります。おそろいで参加をお待ちしています。

☆ 視覚障害者とゴルフの交流会

前回の例会で、御案内、御協力を御願ひした所多数の御賛同をいただきました。

賛助金で参加者----- 10名
毎月1回以上の練習に参加者----- 6名
2ヶ月に1回練習に参加者----- 9名
合計 25名

尚、今後の方針としましては我々も一緒に楽しめる様に、南野ゴルフ様の御協力により6打席確保出来そうです。

★★★★★★★★★★

ニコニコ BOX

委員 飯島 裕美

★★★★★★★★★★

- 高村 弘 2人に誕生祝いをいただきました。ありがとう御座居ました。
- 中山 恒武 クラブフォーラムで勉強しましょう。
- 須藤 起雄 さんしゅうの花がきれいに咲きました。
- 大熊 将夫 変な似顔絵がありました、誕生カードありがとうございました。
- 村上 久 奥田さん開店お目出度う。
- 赤尾 恭雄 結婚記念のお祝いをありがとうございました。結婚35周年を迎えました。
- 猪股 末男 長男が結婚しましたので
- 伊神 稔 誕生日と結婚祝いを頂きました。
- 奥田 文夫 お陰様で昨日、きもの店オープンいたしました。本日お待ちしております。
- 遠藤 二郎 祝、須藤マンション完成。賃貸2LDK大ニコニコです。よろしく!!
- 北村 幸彦 ロータリー情報委員会の皆様本日はご苦労さまです。
- 横倉 舜三 奥田会員の開店を祝い本日はクラブフォーラムで勉強して下さい。
- 関岡 俊二 卒業、入学、入園のシーズンになりました。桜が似合う絶好の時節です。

合計 39,000円

◆ロータリー豆知識

ロータリー情報委員長 赤尾 恭雄

☆ 職業分類 (I)

ロータリークラブの各正会員は、自己の事業または専門職務にしたがって分類され、ロータリークラブの内では大変重要である。職業分類表は毎年8月に見直しを行います。特に多摩地区では、急テンポに地域が発展しますので、見直しがより、重要視されます。

◆世界社会奉仕委員会

委員長 小坂 一郎

2750地区チャリティコンサートの申込が皆様の御協力のお陰で21枚(目標20枚)有りました。奥様御同伴で良い席を早く確保して下さい。きっと楽しいコンサートとなるでしょう。ありがとうございました。

◆ゴルフ同好会

幹事 伊神 稔

☆お花見ゴルフ大会も近づいておりますが、親睦委員長名において、多摩、稲城、日野、飛火野各ロータリークラブに御招待の案内を出して有りますので、準備の関係上、参加の人は申込書を提出願ひます。

☆4月25日の恒例のチャリティゴルフの参加者15名の受付を致します。ふるって参加して下さい。

◆安全協会と鼓笛隊の

御理解と御協力について

中山 恒武

安全協会に対して日頃の御協力ありがとうございます。

現在東京都内に99の警察署が有り(内離島5署)94の安全協会が有りますが、多摩中央署が一番新しい警察署です。又、都心に比較して1km²当り1932世帯→(5250名)と大変な人口密度地区であり、この様な特殊地域で活動するには予算不足で大変に困っています。そして魅力有る交通少年団にすべく、3月12日に鼓笛隊を発足致しましたが、やはり絶対運営資金の不足で困っております。

私はロータリークラブに入会して、奉仕の理念の中より安全協会の会長を引き受けました。この様な経緯も有りまして、ロータリークラブとして、もっと御理解と御協力をお願い致します。当面、協力事業所を増加させ、安定した、運営資金を確保したいと思ひます。宜しくお願い致します。

尚、横倉会長よりクラブでも何らかの協力が出る様、理事会で検討しますとの答えがありました。

「遺言について」

多摩公証役場 公証人 杉山 英巳

∞プロフィール∞

昭和 7年 神奈川県足柄生まれ
34年 函館地裁判事補
51年 浦和地裁判事
55年 東京高裁判事
59年 東京家裁統括判事
平成 2年 千葉家裁所長
4年 浦和家裁所長
5年 多摩公証役場



「遺言」 いごん(法律家の読み)

ゆいごん(伝統的な読み)

遺言は、最近では遺産分割紛争を予防する手段として大変有効であると言われている。

私が家庭裁判所所長の時、一番大きな悩みの一つは遺産分割の事件が10年も解決しないというのが多く、本当に困りました。平成3年に最高裁がある判決をいたしました。これは遺言の力を非常に高く認めた新判例で、それによると遺産分割の争いが減ってくるだろうと期待されるからです。

遺言とは何かと言いますと、これは契約とは違い契約の場合は当事者の意思が合致するものですが、遺言の場合は自分だけの決め事、ということが基本です。仏語でも独語でも testament と言う、英語でも testament とも言うが、Willとも言う。これは文書とか意思の意味で、遺言については文書にするところから、testament という言葉が出ており、最終の死者の意志を尊重するという意味で、Will というものになってきておるのではないかと、ここに遺言の本質があると言えます。

遺言者が行う相手方のない単独の意思表示で、死亡により効力が生ずべきものいえます。死んでから初めて効力が生じるもので、対象事項を非常に限定して有るということが一つ特徴です。死んでから初めて効力が生じる。生きている内は全く効力を生じないというのが特徴です。

推定相続人(被相続人)2人の人が死んだ場合には、お互いに相続は働かない。同時死亡、災害で2人が死んだ場合どっちが早いか、本当を言うと後の方に死んだ人が相続しているわけですがそれが双方働かないというような事がございます。

共同遺言の禁止も、遺言を自由にする為にならざるを得ない状況です。

遺言は、誰かに代わって遺言してもらおうというのは出来ません。これには意思能力がはっきりしてないといけない、というような条件があるからです。

遺言の方式手続きが、自筆証書、公正証書、秘密証書というのがある。

公正証書にした場合は、公証人の前で口で述べて頂いてそれを文書に記録するという事が本質です。従って口の利けない人・耳の聞こえない人については、公正証書は出来ない事になっている。しかし、これには別の方法があります。ただ意思能力がはっきり無い場合は困る訳です。よく問題になる場合は、病院に行って「さて遺言をしようか」というときに、後で争われることがある。遺言の場合に利益を受ける方と損する方と当然ある訳で、損する方はしばしば「遺言の意思能力が無かった」と言うことを主張して争うことも多いものですから、健康な時期に問題無く健全な判断を頂くということも大変有効だと思います。

公証人の所でも遺言の場合は証人が必要で、これは単なる立会人だということです。

遺言事項としては、一般財産関係・相続関係・身分関係、例えば子の認知というようなものもある訳です。妻を憚って生きている内は認知出来なかったけども、「子供が可愛そうだ」と言って呼んで認知するという事も世の中には有ります。

さきに最高裁の判決で大変遺言の効力が高まっているのは、遺産分割方法・相続分の指定です。相続させると言う遺言をした場合について、色々議論が有りました。平成3年4月19日の判決によると、これは一定の強い力があることを示した訳です。相続させるという言い方をした場合には、登記は一人で出来る・不動産登録税率が安い・農地法の許可とか借家借地権の貸主の承諾は要らないとかい

うようなことになる。農地の遺産分割の場合には、農地委員会の許可は要らないという事で有り、農業基本法は農地を分散しないための法律です。

慰留分については、言及するだけとし、本日一番申し上げたい点は、遺言した後でどうなるかという事です。

遺言の撤回と取消という事でございます。民法で遺言の取消について規定があり、取消とは過去に逆上って効力が無くなる事です。所有権の現れであります。現代社会の基本的な事で契約は自由だ、そして不注意が無ければ責任を負わないという事と一緒に、物を持っている者に絶対の権利があるのが所有権制度であります。その一つの現れが、遺言する場合は自由に内容が決められると同時に自由に撤回ができる。何時でも中身を変えられる事が出来ます。利害関係人は勿論知らないから理由を示す必要もありません。ただ撤回には、はっきり「何々の遺言を取り止めるとか撤回する」と書いて遺言をする場合(明示の場合)と、黙示の場合が有る。これが大変問題があるわけです。明示の場合ですが何度も書き換えた場合法律ではどれが有効かと言えば死亡の一番近い日付のものが効力をもつ事になる。ただ抵触しているのかどうかははっきりしている場合はよいが、そうでない場合が色々あることは今申した通りである。

例えば、遺言書を破ってしまったという場合は、これは遺言を失したということで遺言が撤回されたと見なされる。

例えば、遺贈すると言った物を第三者に転売してしまった、処分してしまったというような事がありますとこの遺言は効力を失う。

つまり遺言した人は、全く遺言に拘束されずに行動出来る。しかし同時に今度はその方が亡くなった後どうなるかで、遺言がはたして効力があるかどうか色々議論を生ずるわけでありまして。これには、はっきり撤回した場合の他に、抵触する遺言をした場合とか、両立しない生前行為をしたとかの他に状況が変

わったという場合もそれに入るというのが判例であります。これが、大変難しい。

疑問を残さないようする為には、時々確認の遺言をする事が必要ということです。遺言者が死亡した後で紛争が起きるという事があるわけですが、お墓の中から「駄目だぞ」というのも出来にくいわけでありまして、きちんとした遺言を作る事は必要であろう。また、ご存じよりの方々にそういうアドバイスを頂ければ家庭裁判所が紛争が少なくなって助かるという事でありまして。

遺言の執行。実際に遺言して効力を生じた場合、遺言の執行という事が起こる。認知の場合には、遺言執行者が是非必要でありまして、遺言執行者が戸籍の届をする。相続人排除の遺言事項があると、家庭裁判所に申し立てることになります。財団設立の寄付行為・信託という場合にもその目的実現の為に必要事項が大変多くて、遺言執行者が選任されるのが適当であろうと思います。狭義の相続関係の場合では、常に遺言執行者が必要だという事ではなく、多くの遺言の中では遺言執行者を指名する風になっている。必要なのに指名がない場合は家庭裁判所の審判で選任することになる。資格については色々制限がございますが、かなり広いものであります。相続財産管理人、相続人が存在しないときに選ばれたりする。これは遺言執行者とは全く別の事ですが、相続財産に関して色々な権限があるものという意味では似たところもある関係で混同がしばしば起きる。

遺言は何の役に立つか

- ア. 遺産分割紛争の予防(親不孝の子の排除・共同相続と共同扶養との関連)
- イ. 法定相続の補正補完(内縁の妻・死亡した息子の嫁その他生活貢献者)
- ウ. 死後の社会貢献
- エ. 心の安らぎ(遺言者の長寿)
- オ. 節税

東京多摩グリーンロータリークラブ



会 長：横倉 舜三 副委員長：森田 舞子
幹 事：北村 幸彦 委員：海野 米一・奥木 博勝・吉沢 洋景
会報委員長：小島 周二郎 小坂 一郎・佐伯 和廣

※例会場 多摩そごうデパート7F サファイヤバンケットルーム

事務局：東京都多摩市落合547
多摩センタービル7F
TEL 0423(72)6463/FAX 0423(72)6491

※例会日 毎週水曜日12:30 月の最終例会18:30